

第

5065
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 9月10日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 不服申立制度の改正

Q：不服申立制度が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

不服申立に関する法律「行政不服審査法」「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「行政手続法の一部を改正する法律」が平成26年6月に公布され、制度の見直しが行われたことに伴って、不服申立制度について規定されている国税通則法の改正が行われました。

改正点の主な内容は、次のとおりです。

①不服申立の種類

これまでは、異議申立てと審査請求がありましたが、改正により、再調査の請求と審査請求に改められました。

②選択制の導入

改正前は、原則として、異議申立てを経ないと審査請求ができませんでしたが、改正により、再調査の請求（これまでの異議申立て）又は審査請求のいずれかを選択することができることとなりました。

③不服申立前置主義

訴訟をする場合には、これまでは異議申立て、審査請求を経ないとできませんでしたが、改正により、審査請求をしないとできないこととされました。

④不服申立期間

処分のあったことを知った日の翌日から起算して2か月以内から3か月以内に改正されました。

